

## 「マイナンバー制度」実施の中止などを求める意見書（案）

政府は、日本国内に住民票をもつ人たちに、一人残らず12桁の番号を割り振る「マイナンバー(社会保障・税番号)」の利用できる対象分野を広げる動きを強めている。「マイナンバー制度」は、今年10月から国民への番号通知が行われる予定で、まだ始まっていない。2013年成立の現行法の利用対象は、「税・社会保障・災害対策」に限ったものである。ところが、国会で審議中の改定法案は、メタボ健診や銀行預金口座などにも使える方針を盛り込んでいる。さらに、安倍首相は5月29日の産業競争力会議で、医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化などまで指示した。

「マイナンバー」のそもそもの目的は、「国民の利便性向上」ではない。国が、国民の所得・資産を効率的に掌握し、徴税を強化すると同時に、「過剰な社会保障給付」を受けていないかなどをチェックするためである。しかし、富裕層の資産隠しの「逃げ道」を追跡する仕組みは整っておらず、監視対象はもっぱら一般の国民である。「3兆円市場」といわれる「マイナンバー」普及に沸き立つのは、財界・大企業ばかりというのが実態である。

個人情報、国が一括管理する制度への国民の不安と懸念は払拭されておらず、乱暴な推進は許されない。個人情報の固まりで、他人に知らせてならない「マイナンバー」の利用範囲をなりふりかまわず広げることは、情報流出リスクを高め、国民のプライバシーを危険にさらすものである。

よって、10月からの番号通知などを中止し、制度廃止へむけ検討と議論を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(提出先) 衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣 法務大臣 厚生労働大臣 総務大臣